



議案第 十 号

三朝町が当事者であるあつせんに関し、議決を求めることについて  
人事院勧告完全実施に関し、三朝町現業職員評議会の申請により鳥取県地方労働委員会  
が行うあつせんについて、次の取扱い方針により処理したので、地方自治法（昭和二十  
二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十一号の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年二月二十五日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾八年三月廿五日

閉会中の継続審査（総務常任委員会）

三朝町議会議長名越典由

※ 昭和五拾八年三月二十三日 原案可決

別紙あつせん案の趣旨を尊重して処理するものとする。

別紙

あつせん案